

【そなえる防災伊丹】vol.13

(2024年4月16日配信)

～応急危険度判定とは～

大地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊や外壁の落下などの危険があるかを調査し、人命にかかわる二次的被害を防止することを目的としています。

判定結果は緑（調査済）、黄（要注意）、赤（危険）の三段階で区分され、建築物の出入り口などの見えやすい場所に設置し、居住者はもとより付近を通行する歩行者に対しても注意を促します。

能登半島地震でも被災建築物応急危険度判定士の資格を持った市職員 2 名が、調査業務に従事しました。

罹災証明のための被害調査（全壊、半壊など）と間違えないように注意しましょう。

